

来年開業予定の方々へ

最初の2期、消費税の納付が免除される制度が変わります！

1. 今までの取扱い

個人事業主の場合は、開業年とその翌年、新規に設立した資本金 1,000 万円未満の会社は、最初の 2 事業年度、あえて、消費税の課税事業者であることを選択する場合を除き、消費税の申告・納付が免除されていました。

つまり、資本金の金額を 1,000 万円以上にしなければ、最初の 2 期は、消費税は「免税」という取扱いでした。

2. 改正点

「特定期間」という考え方が導入され、特定期間の課税売上高（給与等支払額での判定も可）が 1,000 万円を超える場合は、その期から消費税の申告納付が必要になります。

新規開業者（会社の場合は資本金 1,000 万円未満）の場合、消費税を申告納付しなくてもよい（免税）期間は、通常、1 期目だけとなり、2 期目以降は、売上等によっては、申告納付ということになります。

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日以後開始の事業年度から適用されます。来年、開業する個人事業主や新規設立する会社から、影響があります。

(1) 「特定期間」とは？

特定期間の課税売上高（または給与等支払額）が 1,000 万円を超える場合は、その事業年度の消費税の納税義務は免除されません。特定期間とは、次の期間をいいます。

- 個人事業主の場合・・・その年の前年の 1 月 1 日～6 月 30 日までの期間
- 会社の場合・・・原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 ヶ月の期間

(2) 給与等支払額で判定することも可能

課税売上高に代えて、特定期間中に支払った給与等支払額の合計額（所得税の課税対象とされる役員・従業員の給与・賞与の合計額）を用いて、1,000 万円を判定することもできます。

たとえ、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えていても、給与等支払額が 1,000 万円以下であれば、免税となります。どちらかを集計して、選択すればいいのです。

なお、給与等支払額は、「支払った」金額の集計とされています。

(3) 新規開業して、1期目が1年未満の場合の特定期間

【個人事業主の場合】

個人事業主の特定期間は、1月1日から6月30日です。4月1日に開業した場合も、6月30日までの期間となるので、4月1日から6月30日までが、第2期の特定期間となります。この間の課税売上高（または給与等支払額）が1,000万円を超えると、第2期から消費税の課税事業者になります。

【新規設立法人の場合】

● 第1期目が7ヶ月以下の場合

直前期が7ヶ月以下の場合は、特定期間がないとされます。したがって、資本金が1,000万円未満であれば、第1期目と第2期目が消費税の免税事業者となります。

● 第1期目が7ヵ月を超える場合

設立日から6ヵ月後の期間までが、第2期の特定期間となります。4月2日設立で決算期が12月末の場合は、4月2日から10月2日までが6ヵ月後の期間となりますが、決算期日が末日なので、10月2日の前月の末日の9月30日までが特定期間となります。

この場合、第1期の4月2日から9月30日までの期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、第2期から消費税の課税事業者になります。

※ 特定期間の課税売上高（給与等支払額）が1,000万円を超えるかどうかの判定は、課税売上高の年換算はしません。

この取扱いは、新規開業者でない場合も、適用があります。

今までは、前々期の課税売上高のみで、消費税の課税・免税を判定していたところ、改正後は、特定期間（直前期の上半期等）の課税売上高も考慮して判定することになります。